

令和3年度積算基準 改定概要

1 土木工事標準積算基準の改定について（土木・工事）

（1） コンクリートダム工事における間接工事費の諸経費率の改定

（2） 間接工事費の工種区分（下水道（4）工事）の新設

（3） 土木工事標準歩掛の改定

・日当り施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種 8工種

軟弱地盤工（高圧噴射攪拌工）、鋼管・既製コンクリート杭打工（パイルハンマ工）、ニューマチックケーソン工、ポストテンション桁製作工、PC橋架設工、ポストテンション場所打ホロースラブ橋工、ポストテンション場所打箱桁橋工、公園植栽工

（4） 施工パッケージ関係

・新規制定 1工種

土工（砂防）（ICT）

・日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種 14種

床掘工、人力運搬工、人工張芝工、場所打擁壁工（1）、排水構造物工、サンドマット工、構造物とりこわし工、吸出し防止材設置工、消波根固めブロック工（ブロック撤去）、砂防ソイルセメント工、車止めポスト設置工、防雪柵現地張出し・収納工、落下物等防止柵設置工、情報ボックス工

(5) 電気通信編

- 歩掛の新設 1 工種
簡易型交通量計測装置設置工

(6) 機械設備編

- 歩掛の改定 2 種
消融雪設備、塗装
- 工事の現場管理着率の改定

2 設計業務等標準積算基準の改定について（土木・委託）

(1) 路線測量の標準歩掛を改定

(2) 設計業務において、公開成果品作成の標準歩掛を新設

(3) 工事監督支援業務における電算機使用経費の率化

3 積算基準（設計単価編）の全面改定について

- 県設定単価の全品目について改定を行う